

令和元年9月30日
航空局首都圏空港課

羽田空港の制限表面の変更に関する公聴会を開催します

国土交通省は、2020年3月29日からの羽田空港における新飛行経路の運用の開始・国際線の増便に向けて、制限表面（円錐表面及び外側水平表面）の変更に関する公聴会を開催します。

1. 開催日時・場所

日時：令和元年10月29日（火）10時00分から

場所：新宿区立新宿文化センター（東京都新宿区新宿6丁目14-1）

2. 公聴会の概要

この公聴会は、航空法（昭和27年法律第231号）第56条の2第2項において準用する同法第39条第2項の規定に基づいて、羽田空港周辺に設定されている制限表面（円錐表面及び外側水平表面）の変更に関して、利害関係を有する皆様からご意見を頂く機会を設け、広く意見を伺うことで公正に行政処理を行うことを目的として、開催するものです。

3. 制限表面の変更の概要

羽田空港周辺においては、航空機の離着陸の安全を確保するため、航空法の規定に基づき、建築物等の設置を規制する制限表面が設定されています。今般、羽田空港における新飛行経路の運用の開始・国際線の増便に向けて、制限表面（円錐表面及び外側水平表面）を変更するものです。

※制限表面の変更の詳細については、国土交通省ホームページでご確認いただけます。

→http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk7_000019.html

4. 傍聴される方へ

傍聴受付は、当日に新宿区立新宿文化センターにて9時00分から開始します。

（傍聴人数は、先着順1,500名以内としております。）

5. 報道関係の方へ

報道関係者につきましては、当日9時45分までに受付を済ませた上、社用腕章の着用をお願いします。（その他詳細事項は、当日受付にてお知らせいたします。）

カメラ撮りは、公聴会の冒頭（開会宣言）までとさせていただきます。

<お問い合わせ>

国土交通省 航空局 首都圏空港課 須山、川津

電話：03-5253-8111 内線(49326、49325) 03-5253-8716(直通)

FAX：03-5253-1658